

別府市ファミリー・サポート・センター事業援助活動助成金交付要綱

制定 令和5年3月10日
別府市告示第64号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別府市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成17年別府市告示第167号。以下「実施要綱」という。）第1条に規定する援助活動（以下「援助活動」という。）を推進するため、実施要綱第2条に規定するまかせて会員（以下「まかせて会員」という。）に対し予算の範囲内において別府市ファミリー・サポート・センター事業援助活動助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、別府市補助金等交付規則（平成2年別府市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、援助活動を実施したまかせて会員とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、実施要綱第4条第2項第2号に規定する子ども（以下「子ども」という。）1人当たり、援助活動の開始から最初の1時間までについては300円とし、1時間を超える部分については援助活動30分につき150円とする。

2 前項の規定にかかわらず、複数の子ども（兄弟姉妹に限る。）について同時に援助活動を行った場合は、2人目以降の子どもに対する助成金の額は同項に規定する額の半額とする。

(助成金の交付)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別府市ファミリー・サポート・センター援助活動助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に実施要綱第11条第4項に規定する援助活動の報告書の写しを添付し、援助活動を行った日が属する月の翌月1日から起算して1年以内に市長に提出するものとする。

(助成金の交付決定通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、別府市ファミリー・サポート・センター援助活動助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し又は返還)

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により前条の規定による交付決定を受けた場合は、当該交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金を交付しているときは、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。